

# Voters

No.29

2015年12月18日発行

特集

## 主権者教育高校副教材

- 18歳選挙権を考える（佐々木 毅） 2
- 副教材の概要（大泉 淳一） 4
- 実践編のねらいと構成（文部科学省初等中等教育局教育課程課） 6
- 指導上の政治的中立の確保等に関する留意点（文部科学省初等中等教育局教育課程課） 10
- 高校生向け副教材『私たちが拓く日本の未来』を読む（小玉 重夫） 12

コーナー 情報フラッシュ 14

コーナー 名言の舞台 17

レポート 大学における学びを社会に（市島 宗典） 18

連載 アクティブラーニングで  
教育が変わる！（第4回） 20

連載 ドイツ連邦政治教育センターの  
成人教育（第2回） 22

レポート 若者シンポジウム  
「大学内期日前投票所の今後」 24

コーナー 海外の選挙制度 ミャンマー総選挙 26



公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



## 18歳選挙権を考える

公益財団法人明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅



## 選挙権拡張の意義

いよいよ18歳選挙権が実現することになった。もっと大きな議論の的になるかと思ったら、そうでもなかった。実際、民法や少年法など重い関連する法律を考えると前途多難が予想されたが、国民投票制度の威力なのか、あっさりと実現することになった。それがどう化けるか些か楽しみである。

もっとも世間では、投票率はどうせ上がらないとか、「まだ早い」とか、冷ややかな反応もあるようであるが、余計なことは言わない方がよい。現在の有権者がそんなに自慢できるのか、彼らを選んだ政治家がどのような人たちなのか、少し胸に手を当てて考えるべきであろう。むしろ、これを機に有権者全体がそれぞれに自己点検すべきであろう。

そこでこの選挙権拡張の意義について、私なりに4点述べてみたい。

第1に、18歳選挙権が強い反対に遭遇することなく認められたことの背後にあるのは、日本社会の行き詰まり感の昂進である。今や人口の減少と高齢化が進む一方であることは、誰にも否定できない現実になった。そこに新しい可能性を模索するのはなかなか難しいが、仮に期待を賭けようとすれば若い世代に託すしかない。言い方を変えれば、日本社会は若者をいつまでもコドモのままにしておく余裕がなくなった現実を直視せざるを得なくなった。他の国の若者並みどころか、それ以上に早くオトナになってもらわなければならない。周知のような人口構成からして、コドモと年金生活者としての時間を全体的に縮減し、長い時間オトナとして活動してもらうことが必要である。

そのご苦労に対し、些少ではあるが選挙権の付与をもって報いたというのが基本構図ではな

いか。したがって18歳選挙権は、数十年にわたって静かな若者たちの上に安住した前の世代が、若者たちによりやくバトンを渡したいと言い出した象徴のように見える。

このことはコドモでいることを返上して早くから社会の諸問題に関心を持ち、自らの進路に思いをめぐらすような人材がどんどん出て来ることへの期待であり、社会と出会いの幅が格段に広くなるということと表裏一体の関係にある。その結果、大学などが少々騒々しくなることを甘受すべきである。実際、元気のよい若者がいない所で社会が活性化するはずがない。数十年にわたって若者の目立った動きが全くなかったような社会を待っているのは、静かな停滞だけである。経済また然りである。政治との距離を縮めるためには、まずは社会との距離を縮める癖を早くからつける必要がある。

第2は、政治に関する教育の問題である。教科書に関する限り、政治に関するカリキュラムはそれなりに充実している。それにもかかわらず、政治教育は敬遠されてきた経緯があり、そのため、実感とカリキュラムの間にはギャップがある。長い間、いわゆる政治的中立性という重い問題があったために、敬して遠ざけるという習性が教育現場に瀰漫(びまん)したのであった。かくして、投票にも行かないような現在の有権者の大量発生という結果につながった。こうした奇妙な状態が終るといなのが、今度の選挙権拡張の意義である。

今度、高校生が選挙権を持つということで、文部科学省と総務省によって高校生に対する副教材が作成されたが、教育現場ではなお困惑や萎縮が懸念されているという。そうした中では、選挙管理委員会や教育委員会が協力体制を組み、副教材が配布されたらさまざまな動きを始める必要がある。

最近、主権者教育という少々聞き慣れない言葉を目にするが、これは政治教育に代わる言葉であり、「政党による教育」と区別して使われるべきものである。実際、政治教育イコール「政党による教育」という観念の浸み込んだ前の世代こそ主権者教育の最大の障害物になる可能性がある。それを防ぐためにも政治教育を学校の中に閉じ込めず、社会の諸主体が政治教育に広範に関与するような態勢づくりが必要である。

そこでこれとの関連で第3に述べたいのは、主権者教育における事実（ファクト）の重要性である。日本の政治の一つの問題点はファクトを自ら探究する意欲が乏しく（その機会に乏しく）、直ぐに「こうすればよくなる」式の議論に走りやすいことである。政策を処方箋とすればその前に診断がなければならぬはずであるが、有権者を含め、このファクトの知識は決して自慢できる状態にはない。例えば、人口推計は確実性の高い推計と言われているが、人口こそファクトの中で最も基本となるファクトである。人口に限らず、ファクトに即して政治を視る姿勢を涵養すること、それによって夢物語のような話に引きずられる恐れを減らすこと、政策の思考の回路をファクトによって鍛えておくこと、これは政治教育の基本でなければならない。

それは別の角度からすれば、嫌なこと、聞きたくないことにも耳を傾ける精神的なスタミナを涵養することである。「良い話しか耳に入らない」有権者よりも、「良くない話も忍耐強く聞く」有権者こそがこれからは大切になる。政策選択が「よりよいもの」の間での選択から、「より悪くない」もの間での選択へと変化せざるを得ないとすれば、「良い話しか耳に入らない」有権者ばかりでは政治と現実とのミスマッチがますます酷くなるだけである。

戦後政治はその恵まれた経済環境もあって「しあわせな有権者」とのしあわせな共存関係を作り上げたが、この二十年余りの間に事態はすっかり変貌してしまった。それに合わせて有権者も変貌しなければならなかったが、この意味での有権者の意識変化はなお課題として重くのしかかっている。

第4に、240万余の新有権者の登場、それに後

続する新有権者集団の果たす役割への期待である。かねてから日本の民主政は年配者中心のシルバー・デモクラシーと言われてきたが、若い有権者の登場は幾ばくかこれを是正する上で重要な意味を持つ。確かにその数は年配者のそれに匹敵すべくもないが、新しい問いかけを通して政策論議をめぐる時間軸を変えるだけでもその役割は大きい。すなわち、今の政治を視ていると2020年頃までしか視野に入っていないが、これが2030年、2040年まで視野に入るようになると政治は違った姿で見えてこよう。

何よりも、今の18歳は高度経済成長とそれに伴う余剰幻想に全く無縁の世代であり、彼らはこれまでの政治に対する目線の転換を促す上で重要な刺激を与える潜在的可能性がある。また、通信機器の扱いにしても旧来の世代とは明らかに感性を異にする。その意味で18歳選挙権はいろいろと化ける余地があるかも知れないし、さらに、それを傍で見ているより年少の子供たちにもその影響が及ぶことは必至である。

## 18歳選挙権と若者の政治参加

昔から若者の政治参加には一定のリスクが伴うということ、さまざまな歴史の出来事との関連で語られてきた。経済活動が人間のエネルギーの大宗を吸収しているような現状において、政治が若者の大きな関心の対象になるチャンスは決して多いとは考えられない。しかし、日本の場合においても、格差問題や労働条件などをめぐって若い世代が大きな圧力にさらされていることは一つの現実である。また、これだけ大きな世代間問題があることも厳然たる事実であり、若者たちがそれに対して何も声を上げないというのはむしろ異常であろう。

もちろん、何が起こるかは分からないし、非政治的体質が過度の政治的行動を生み出す恐れもないわけではない。しかし、日本の現実はあまりにも重く、多くの若者が夢に身を委ねるような余地は少ない。この日本の課題山積の現実の重さを考えると、18歳選挙権は何よりも政策や議論の軸の立て直しとそれによるバランスの回復につながるのではなからうか。実際、それは一刻も早くなされなければならない。

# 副教材の概要

総務省自治行政局選挙部長 大泉 淳一



## はじめに

9月29日、学校現場における政治や選挙に関する学習の内容の一層の充実を図るための高校生向け副教材が、総務省および文部科学省のホームページにおいて公表された。

これは、18歳選挙権年齢の引下げに伴い、若者の政治参加意識向上を目的として、総務省と文部科学省が連携して作成したものである。副教材は、全国すべての高校生などに12月中旬までに配布を完了することとしている。

ここでは、副教材の作成に至る経緯やその内容について概要を述べることにする。

## 主権者教育

### これまでの取組

平成23年の「常時啓発事業のあり方等研究会」では、将来を担う子どもたちに、早い段階から、社会の一員であり主権者であるという自覚を持たせるために、学校教育と選管、地域が連携し、参加・体験型の学習を充実させることが必要であると提言している。これを受けて、総務省では、主権者教育の普及実践のためのモデル事業や研修事業、出前授業実施の支援など、参加・実践等を通じた政治意識向上に資する主権者教育推進のための施策を中心に常時啓発を展開してきた。

また、これまでも小・中・高等学校等で出前授業や模擬選挙などをはじめとした主権者教育の取組は、一部の都道府県や市町村において積極的に行われてきていたが、今般の副教材の作成、配布により主権者教育が広く、着実に進むことが期待される。

## 副教材の作成の経緯

### 選挙権年齢の引下げを受けて

昨年6月に憲法改正国民投票法が改正され、国民投票権年齢が18歳以上に改正されたことに伴い、選挙権年齢の引下げについても与野党8党間で合意された。合意した政党間でプロジェクトチームが発足し、このPTで取りまとめられた選挙権年齢の引下げを内容とする公職選挙法改正案が、本年3月5日に国会に提出され、6月17日に可決成立、6月19日に公布された。

選挙権年齢の引下げは、昭和20年に20歳以上の男女に有権者が拡大されて以来、実に70年ぶりの改正となり、18歳、19歳の新たな有権者が約240万人（有権者の約2%）増加することとなる。

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日（平成28年6月19日）から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から適用するとされたことから、来夏の参議院議員通常選挙から適用される見込みとなった。

今回の改正では、現在高等学校等で教育を受けている若者が、政治参加の機会を得ることとなるため、高校生向け副教材を作成し、主権者教育の一層充実を図ることとなった。

この点、当初は国民投票権年齢の引下げを踏まえ、副教材は高校3年生のみを対象として配布することとしていたが、選挙権年齢の引下げにより来夏に予定される参議院議員通常選挙において現在の2年生の一部も有権者となることや、選挙権を有しない高校生が誤って選挙運動の禁止行為等を行うことのないよう指導する必要があることなどから、1年生および2年生に拡大して副教材を提供することとした。

このため、平成27年度の予備費について、7月7日の閣議により1億8500万円の使用を決定し、当初予算に計上された8000万円と合わせ2億6500万円を財源として、総務省と文部科学省が連携して副教材の作成を進めてきたところである。

## 副教材の構成

より実践的な活用を目指して

副教材の作成に当たっては、学校現場で主権者教育や模擬選挙を実施している教師や選管職員、学識経験者、NPO代表、弁護士など幅広い分野の方々にご協力をいただきながら作業を進め、単なる座学用の副教材に止まらない、より実践的な参加型の授業にも活用できる副教材としたところである。

副教材の構成は、①選挙の意義や投票の仕組み等に関する解説を行う解説編、②模擬選挙などの実践的な学習活動に資するワークシートなどを織り込んだ実践編、③投票と選挙運動等についてのQ&Aを入れた参考編の3部構成となっている。

解説編では、選挙権年齢引下げの意義、選挙や投票の仕組み、議員や政党の果たす役割などをわかりやすく説明するとともに、若者の投票率が低いことにより、若者の声が政治に届きにくくなるという現状などについて解説を行っている。また、18歳未満の生徒は一切の選挙運動を行うことができないことや卒業後進学や就職により住所が変わったら住民票の異動が必要であることなどについても記載している。

実践編では、生徒一人ひとりが有権者としての必要な政治的教養を育てられるよう、地域課題を通じた話合いや討論の実践、模擬選挙による投票の体験やその事前学習としての政策比較の検討、さらには模擬請願や模擬議会などによる実践的な教育を行うこととしている。

参考編では、投票のできる18歳年齢の算定方法や部活動の遠征や大会の出場などで投票日当日に投票所に行けないときの投票方法、また日常の高校生活で起こりうるケースなどを例に挙げながら選挙運動・政治活動等について注意

すべき点をQ&A形式に取りまとめるとともに、学校における政治的中立性の確保に関し、法令の規定を解説している。また、自主的な学習を行う際に参考となる関係機関のウェブサイトの一覧を掲載している。

あわせて、教師指導用の資料も作成し、副教材の活用により求められること、副教材を活用した指導事例、指導上の政治的中立の確保等に関する留意点等について具体的な事例も織り交ぜながら解説をした。副教材を活用した授業を行う際に参考としていただきたいと考えている。

なお、副教材に盛り込んだQ&A等について付言すると、公職選挙法については、選挙運動に関するほとんどの規定に罰則が設けられているため、その解釈に当たっては厳格に考えざるを得ないものである。一部には、主権者教育が萎縮するのではないかという意見もあるが、例えば、「この程度であれば違反するかもしれないが、やむを得ないであろう」というような判断は、コンプライアンスの観点からも許容することはできないのである。

法令の正しい解釈や事例を知っていただくことにより、生徒たちをはじめ関係者が誤って、あるいは知らぬままに選挙違反を犯すことのないようにすることが重要であると考えている。

## おわりに

副教材に期待するもの

この副教材は、すべての国・公・私立高校生、特別支援学校高等部、高等専門学校等の生徒・教員のほか、都道府県・市町村の選挙管理委員会、全国の明るい選挙推進協議会委員にも配布することとしている。この副教材の活用により、主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の習熟を進める教育が充実したものになるとともに、家庭や地域などにおいても、この副教材を基に、政治や選挙について話題となり話し合ったりすることにより、政治への関心が高まって政治参加のきっかけとなればと期待しているところである。

おおいずみ じゅんいち 昭和60年に自治省入省、総務省選挙課長等を経て平成27年から現職。

# 実践編のねらいと構成

文部科学省初等中等教育局教育課程課

政治的教養を育むためには、解説編にある政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組みについて理解するとともに、そのような知識を踏まえ、

- ①論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

を育むことが求められる。

このような力を育むためには、有権者となれば判断を求められる現実の具体的な政治的事象を題材として、正解が1つに定まらない問いに取り組み、今までに習得した知識・技能を活用して解決策を考え、他の生徒と学び合う活動など言語活動による協働的な学びに取り組むことが求められる。有権者として必要な政治的教養を育むためには、学校教育の段階において、このような経験ができる実践的な教育を生徒に対して行うことが求められている。

そのため、実践編では、模擬選挙や模擬議会等の実践的な教育活動はもとより、公民科をはじめとするすべての教科において「話し合い、討論」を取り入れた学習を進めるため、具体的な課題について、話し合いを通じて自分の意見を正しく述べ、他人の意見に十分耳を傾け、他人の考えを十分尊重するとともに、異なる意見を調整し、合意を形成していくよう話し合いのルールや各種の話し合いの方式を取り上げている（第2章「話し合い、討論の手法」）。

また、「話し合い」の手法の中でも、特に「ディベート」については、自らの考えとは逆の立論に立って話し合いを行う場合があり、より深い視野からテーマを掘り下げることが可能であることから、

その具体的な手法を紹介している（手法の実践①「ディベートで政策論争をしてみよう」）。

さらに、話し合いの基本となるのは、対象となるテーマについて現状を調査することである。各学校において話し合いのテーマを選択する場合、身の回りの地域の課題を取り上げることが多いものと考えられることから、地域の調査に当たっての基本的な視点を示している（手法の実践②「地域課題の見つけ方」）。

さらに、模擬選挙、模擬請願、模擬議会など実践的な教育活動を紹介し、ワークシートなどを中心として、実際の指導の流れに沿った教材を用意し、各学校において、自由に課題を設定して実践的な教育活動を行えるようにしている（第3章～第5章）。

なお、実践的な活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまうよう留意する必要がある。各学校において、実践的な活動に取り組む場合には、当該活動においてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に認識しつつ、指導を行っていくことが求められる。

実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法をまとめると、次のような3つが考えられる。

## ①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び

実践的な学習活動は、いずれも複合的な要素が絡んでいるため正解が1つに定まらない課題を題材として扱う。葛藤を抱く課題に対して、自ら根拠に基づいた主張を述べることと、自分とは異なる立場の者の主張の根拠を読み取ることが求められる。この学習方法は、21世紀の日本社会が抱える公共的課題の解決に取り組む市民の育成につながる。

## ②学習したことを活用して解決策を考える学び

実践的な学習活動は、高等学校公民科および

中学校までに習得した知識・技能を活用して取り組むこととなる。学習によっては、その他の教科・科目等の知識・技能を活用する必要性も考えられる。この学習方法は、公共的課題の争点を知り、解決策を考え、解決に向け行動する市民の育成につながる。

③他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

実践的な学習活動では、他の生徒と学び合い考える活動や地域の人との意見交換など、他者と協働して課題を解決していくこととなる。その際には、他者との対話や議論により、考えを深めていくことが必要である。この学習方法は、多様な価値観を持つ他者と協働しながら課題解決に取り組む市民の育成につながる。

## || 話し合い、討論の手法

話し合いの基本は、「テーマに沿って話をする事」「みんなが平等な関係で自由に話し合うこと」である。なにより、自由に話し合える雰囲気を作ることが大切である。声の大きい人の意見で議論が左右されるようでは参加意欲が低くなり、合意形成に必要な考えの変化をもたらす意見のぶつかり合いが生まれにくい。

このため、実践編では、他者の意見をよく聞く、肯定的に聞く、自分の意見を正しく受け止めてもらうように簡潔に分かりやすく話す、1回の発言で言いたいことは1つだけにする、意見の理由と根拠を言う、人の意見を聴いて自分の意見が変わってもよい、などのルールを設けることを示している。また、人を傷つけない発言を心がけることが必要としている。

また、話し合いがより活発にできるよう、以下のような留意点を示している。

- ・話し合いに意欲的に参加できるようルールは自分たちで決める。また、グループで話し合うと、広い視点でルールを決めることができる。
- ・人数や話し合いの内容に応じて、コの字型、ロの字型、円卓、島型等、机の配置を決めて話し合いの場をつくる。
- ・話し合いを深めるため、テーマに関する体系的な知識の提供や、個人学習、フィールドワークなどの事前学習を行う。

さらに、話し合いを深める方法として、①ブレインストーミング、KJ法の具体的な進め方、②話し合いの形態として、グループでの話し合いや学級（学年、学校）での討論等様々な形があることを紹介している。

このほか、手法の実践として、ディベートや地域課題の見つけ方について、具体的な手順を示している。

## || 模擬選挙

模擬選挙は、政治的な課題について生徒が調べ、自分なりの基準で判断して政党や候補者に模擬的な投票を行うものである。実践編では、特に、模擬選挙(1)として、架空の候補者を立てて投票を行う方式、模擬選挙(2)として、国政選挙など「実際の選挙」の実施時期に合わせて投票を行う方式の2つを示している。

### ○模擬選挙(1)「未来の知事を選ぼう」

この活動は、実際の選挙ではなく、架空の選挙として行うものである。架空の選挙として行うことにより、学校の計画に基づき自由な時期に行うことが可能となる。また、架空の候補者や政党を設定し行うことから、公職選挙法にとらわれず、より自由な学習活動を行うことができるといった利点がある。

このような利点を生かして、模擬選挙を通じて選挙や政治に関心を持たせ、個人として現実の政治的課題を把握し、深く考え、判断するという学習効果とともに、投票前に学級等で議論を行うことによって生徒の考えを深めていくという効果を期待するものである。

また、知事選という地方自治に関わるテーマ設定を行っており、生徒が身近な課題を題材に学習を行うことができるようにしている。

ここでは、事前学習から、合同個人演説会／政見放送上映会、投票・開票、振り返りまでの活動の流れを示している。

事前学習は、「高校生に自らの地域の課題について真剣に考え、自分なりの意見をもってもらう内容『生徒に考えさせる事前学習』」を基本とし、各学校が、実情に応じて自由にアレンジすることを想定しつつ、標準的な内容を示している。具体的には、新聞記事等から自分が考える地域



の課題を3つ書き出し、課題の現状や自分の意見をワークシートに整理した上で、グループに分かれ、選んだ課題について「選んだ理由、課題の現状、自分の意見」を発表し、他の生徒と意見交換をすることとしている。また、配布された候補者の選挙公報等を読んで、自分の意見と候補者の政策を比較できるよう、レーダーチャート(図)を使って候補者を評価することとしている。

投票は強制ではなく自由投票とし、生徒の自由時間である放課後等に投票時間を設定し、教室に再現された投票所で、実際の選挙と同じ方法で投票するものである。生徒は、投票管理者、投票立会人、投票事務従事者の役割を体験することとなる。

開票は実際の選挙で使用する開票トレイ等を用いて、生徒が開票を体験する。

このような活動を通じて、生徒は実際の選挙さながらの雰囲気投開票を体験することができるようになっている。

なお、「チャレンジ」として、政策討論会の進め方を示している。

まず、事前準備として、

- (ア) 教員が用意したアンケートに答える
- (イ) 教員が、テーマごとに4人の候補者を2組指名し、候補者に指名された生徒は、「政策立案ブレイン」を3～4名指名して、準備期間中、政策提案の準備を行う
- (ウ) 与えられた準備期間中に、候補者とブレインで話し合っ、て、「政策討論会」のための資料を作る

を示している。

続けて、教員の司会のもと、「一問一答形式」で各候補者が政策を提案する政策討論会の進め方の例を示している。討論会后には、投票に加えて、政策提案の「よかった点」などのアドバイスを提出する。各候補者はその「アドバイス」を受け取り参考にすることとなる。

このような学習活動を通じて、生徒は投票する側だけでなく、候補者としての立場も学習することが可能となっている。

### ○模擬選挙(2)「実際の選挙に合わせて模擬選挙をやってみよう」

この活動は、実際の選挙を題材とした模擬選挙を行うことを通じて、選挙や政治をより身近なものに感じさせるとともに、将来の主體的な投票行動へとつなげていくことを目指すものである。実際の選挙において発信されるまさに現実の情報に生徒が触れ、自分の考えを深め、判断していくという活動が適切に行われるよう学校として取り組むことが期待される。

なお、実際の選挙を取り扱うことから公職選挙法等に十分配慮しながら取り組むことが必要であり、円滑な実施のためには選挙管理委員会等の協力を得ることが不可欠である。この取り組みでは、学校では関連する資料が入手しやすく、総合的な判断が必要とされる国政選挙、特に政党の主張で判断する比例代表選挙を取り上げている。

ここでは、事前学習から投票、開票、振り返りまでの活動の流れを示している。

事前学習では、ワークシートを使って、選挙の意義を考えた上で、実際の投票の基準をグループで考えることとしている。さらに、各政党の政策を比較するための政党比較表や政策の座標軸を作成することとしている。

模擬選挙の後には、模擬選挙の結果が実際の選挙結果と違いがあったのかどうかについてグループで話し合ったり、実際に投票するに当たって(有権者として)したらいいと思うことや、投票率を上げるためにしたらいいと思うことを各自でまとめたりすることとしている。

なお、教師用指導資料においては、模擬選挙後のアンケート(例)や模擬選挙のプリント例、



保護者向けのお知らせの例を参考資料として示すほか、特別支援学校（知的障害）における取組み例を示している。

## 模擬請願

### ○議会に提出する模擬請願書をまとめよう

この活動は、地域の願いを知る、公益を考えて書面に仕上げる、振り返るというステップを踏みながら、生徒が地域課題を把握するとともに、請願という形での解決策の提案を行うことについて学習するものである。条例の制定・改廃の請求や議員解職請求も直接民主主義の現れであるが、個人やグループの公益性の高い願いを直接議会が審議し採択する過程に触れることを通じて、政治がより身近なものであることを実感させることが期待される。

ここでは、模擬請願書の作成までの流れを次のとおり示している。

#### ①地域の願いを集めよう

生徒が、教育、福祉、ごみ・環境、交通、街づくりからテーマを選び、保護者や地域に住む方々にインタビューする。その意味は、これらの課題が国や日本全体の課題というより、地域の課題であることが多いからである。

#### ②優先順位を考えよう

実際に政策や予算措置を講じるに当たっては、財源に限りがあることから優先順位を考えることが重要である。ここでは、個人の個別・具体的な要望よりも社会全体の利益となるような公益を考えて、判断できる力を養うこととなる。

#### ③請願書をまとめよう

まずは、請願の趣旨、請願理由、請願項目をまとめることとし、その際、請願したい内容が明確となり、適切な根拠を提示することによって、多くの議員や市民に賛同が得られるようにすることが重要であることを理解する。請願が個人的な要望にとどまることなく公益性の高いものとなるよう、生徒の視野を広げることが必要である。活動の最後には、請願書の雛形を生徒に見せ、請願書の様式にまとめることとなる。

## 模擬議会

### ○課題解決を目指して議論しよう

この活動は、間接民主制の根幹を成す議会における法律成立までの法案の審議過程を体験する学習プログラムである。生徒は、選挙を通して選ばれた議員として、実社会の課題を議案とし、実際の議会と同様に委員会や本会議といった審議過程を経て、採決までを行う。議会における議案の審議過程を体験することを通じて、

- ・議会制民主主義と政治参加に対する関心を高める
- ・自分の意見には根拠が必要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを考察する
- ・現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断することを期待するものである。

ここでは、争点の整理、討論の準備、委員会の開催、本会議の開催、振り返りといった活動の流れを示している。

模擬議会では「身の回り・ローカル・ナショナル・グローバル」の各領域における実際のテーマを扱う。生徒は、4つの議案のうちどれか1つを担当し、与党は賛成の立場から、野党は反対の立場から審議することとなる。すべての議案について、本やインターネットで調べた上で賛成・反対の理由を挙げ、争点を整理することとなる。

討論の準備としては、政党分け、委員会分けを行った上で討論の作成を行う。その際、討論の根拠となる事実や具体例、引用できるものを探し、討論の根拠を明確にすることとなる。そして、議案の趣旨説明や質疑応答を作成する。

また、委員会や本会議では、シナリオに従い、採決などを行うこととなる。

このような活動を通して、生徒は法案を作成し、審議する立場を経験することとなる。

政治的教養を育むためには、現実の具体的な政治的事象を取り扱うことや、現実の政治を素材とした実践的な教育活動を行うことが重要である。文部科学省としては、各学校において、実践編を参考にしながら、学校の政治的中立性を確保しつつ取組みが進められることを期待している。

# 指導上の政治的中立の確保等に関する留意点

文部科学省初等中等教育局教育課程課

実践的な教育活動を行うに当たって、多くの場合、現実の具体的な政治的事象を題材とすることとなる。現在でも、学習指導要領においては、例えば、公民科「現代社会」の導入として、現代社会における諸課題（「生命」、「情報」、「環境」など）を取り上げることが求めている。また、学習指導要領解説においては、クローン技術と生命の尊厳、プライバシーと情報公開、熱帯雨林伐採などを取り上げることが例示しているところであり、従前より現実の具体的な政治的事象についても、高校の現場で指導に当たって取り上げられてきている。

このような指導を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、実践に基づく留意点が各学校で蓄積されているところであるが、次のような点に配慮して学校として校長を中心に組織的に取り組むことが求められる。

①現実の具体的な政治的事象は、内容が複雑であり、評価の定まっていないものも多い。また、地域の課題などについては保護者も含め生徒の周囲の者が、現実の利害の関連等を持つ場合があるなど、国民の中に種々の見解がある。また、現実の具体的な政治的事象について種々の見解があり、1つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であり、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であり、指導に当たっては、1つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要である。

②さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要である。

③その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意することが求められる。

なお、指導に当たっては、新聞など様々な資料を活用することが考えられる。その際、教員が授業に当たって使用する補助教材（いわゆる副教材）については、平成27年3月4日初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意し、客観的かつ公正な指導資料に基づき指導するように留意する必要がある。

また、新聞等を活用する場合も多いと考えるが、新聞等はそれぞれの編集方針に基づき記事を記述していることから、現実の具体的な政治的事象を取り上げる際に副教材として使用する場合には、1紙のみを使用するのではなく、多様な見解を紹介するために複数の新聞等を使用して、比較検討することが求められる。

④さらに、現実の具体的な政治的事象について指導で取り上げる場合には、教員が複数の観点について解説し、生徒に考えさせることが求められる。そのため、生徒の話合いが1つの観点についてのみ終始し議論が広がらない場合などに、教員が特定の見解を取り上げることも考えられる。さらに、議論の冒頭などに、個別の課題に関する現状とその前提となる見解などを教員が提示することも考えられる。

しかしながら、教員は自らの言動が生徒に与える影響が極めて大きいことから、教員が個人

的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で生徒を指導することが求められる。

## 公職選挙法の規定を踏まえた留意点

また、今回の公職選挙法の改正により選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、選挙権を有する生徒が参加して実践的な活動を行うことが考えられる。政治的教養を育むために行われる指導は、特定の党派教育を行うことを目的とするものではなく、現在の社会について探究しようとする意欲や態度を育み、公民としての資質を養うための指導であり、その資質・能力を育むという点で満18歳以上の生徒とそれ以下の生徒を区別する必要はない。

しかしながら、特に選挙運動期間中においては、公職選挙法に基づき満18歳未満の生徒が満18歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党等に投票するよう呼びかける場合などには、公職選挙法上、満18歳未満の者に禁止されている選挙運動となるおそれがあることから、留意が必要である。また、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して選挙運動期間中等に指導を行うに当たっては、特定の候補者や政党に対する投票行為を促す又は妨げることをしないよう特に留意することが求められる。

さらに、実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙を実施する場合には、公職選挙法上、選挙運動を行うことができる期間に実施することとなるため、選挙運動について、公職選挙法上、様々な制限がある中、それらに抵触することがないように留意して実施する必要がある。特に関係する制限としては、事前運動の禁止や人気投票の公表の禁止、文書図画の頒布・掲示の制限、投票の秘密保持、満18歳未満の者の選挙運動の禁止などがあげられる。

## 適切に指導を行うために

これらの活動については、選挙管理委員会や選挙啓発団体、議会活動の広報などを進めている議会事務局などと連携することによって、学校側の負担を軽減するとともに充実した教育活

動を行うことが期待される。校長以下、学校として組織的に関係機関と連携することが期待される。

また、取り上げる政治的事象によっては、保護者が現実の利害関係や、特定の政治的立場にいても想定される。

学校で取り組む実践的活動については、現在の社会について探究しようとする意欲や態度を育み、公民としての資質を養うための指導であり、特定の党派教育を行うことを目的とするものではないことを、必要に応じて保護者に周知したり、当該指導を地域に公開することによって、学校の活動を正確に理解していただくよう配慮したりすることも有効である。特に、保護者や地域の人々の協力を得て活動に取り組む場合には、活動の趣旨を説明することが求められる。

また、政治的教養を育む教育の充実が図られるよう、教育委員会等においても、各学校における好事例や指導上の工夫をまとめたり、教員の研修を行ったりするなどの取組みが期待される。さらに、都道府県単位で選挙管理委員会と教育委員会等関係部局が連携を図ることにより、各学校に対する協力が円滑に進むことも期待される。

なお、文部科学省では、平成27年10月29日に「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」を発出し、政治的教養の教育に関する指導上の留意事項等を示している。各学校においては、本通知も参照しつつ、学校の政治的中立性の確保に努めていただきたい。

### <資料>

平成27年3月4日付26文科初第1257号 学校における補助教材の適正な取扱いについて（抜粋）

「2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

(1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。

- ・教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
- ・その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
- ・多様な見方や考え方ができる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。」

# 高校生向け副教材 『私たちが拓く日本の未来』を読む 新しい政治教育の可能性と課題



東京大学大学院教育学研究科教授 小玉 重夫

## 18歳選挙権の成立と高校生の 政治的教養

2015年秋に総務省と文部科学省が作成した高校生向け副教材『私たちが拓く日本の未来』は、同年6月の公職選挙法改正による18歳選挙権の成立を受けて、高等学校における政治教育の充実に資すべく編集されたものである。その背景にある考え方をみるうえで参考になるのは、10月29日に文部科学省が出した通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（以下「新通知」）である。これは、1969年に当時の文部省が出した通達「高等学校における政治的教養と政治的活動について」（以下「69年通達」）を廃止しそれにかわるものとして出されたものである。

新通知の特徴は、69年通達と比較することで明らかになる。69年通達は、先鋭化していた当時の高校紛争への対応を念頭に、高校生の政治活動を禁止することを目的として出されたものであり、「生徒は未成年者であり、民事上、刑事上などにおいて成年者と異なつた扱いをされるとともに選挙権等の参政権が与えられていないことなどからも明らかであるように、国家・社会としては未成年者が政治的活動を行なうことを期待していないし、むしろ行なわないよう要請している」と書かれていた。これに対して新通知では、「18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、

高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される」と述べられている。この、69年通達の「期待していない」から、新通知の「期待される」への変更は、新通知が高校生を政治的主体として期待し、位置づける立場を読み取ることができる。

新通知のもう1つの特徴は、政治教育のとらえ方にある。69年通達では、「政治的教養の教育は、生徒が、一般に成人とは異なつて、選挙権などの参政権を制限されており、また、将来、国家・社会の有為な形成者になるための教育を受けつつある立場にあることを前提として行なうこと」としたうえで、「現実の具体的な政治的事象については、特に次のような点に留意する必要がある」として、「現実の具体的な政治的事象」を取り扱うことについては慎重な記載であった。これに対して新通知では、「議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要である」とのべ、「現実の具体的な政治的事象」を取り上げることを積極的に推奨している。つまり、「現実の具体的な政治的事象」の位置づけが69年通達における消極的なものから、新通知における積極的なものへと、転換している。

以上のような背景のなかに、今回の副教材を位置づけることができる。

## 論争的問題による 政治的リテラシーの涵養

したがって、この副教材は、高校生が政治的主体であることが期待されなかった時代から期

待される時代へ、そして、具体的な政治的事象を扱うことに慎重であった時代から積極的である時代へという、そういう時代の転換点のなかに位置していることがわかる。

副教材は、解説編、実践編、参考編の3部構成から成り、さらに、活用のための指導資料が作成されている。全編を通じて、新通知にも示されているような現実の具体的な政治的事象と向き合うようになるための工夫がなされているが、特に実践編において特徴的なことは、論争的問題を取り上げて、対立や争点を正面から位置づけようとしている点である。

たとえば、実践編第2章「話し合い、討論の手法」では、話し合いの振り返りで「対立点は何だったのか」(37頁)に留意がなされ、それにもとづいて、「ディベートで政策論争をしてみよう」という課題が設定されている(38頁)。さらに、第3章「模擬選挙」では、実際に存在する政党の政策比較を、自分が関心のある政策について行えるワークシートが示される(66-67頁)。そしてその作業にもとづいて、複数の政策を座標軸のなかで位置づけ直し、そうした座標軸のなかで政党を位置づける作業が行えるようになっている(68頁)。これは、現実の具体的な政治的事象において争われている争点を単なる二項対立のなかでではなく、複数の対立軸のなかにおいてとらえようとするもので、論争的問題を複眼的な視野で見るとめざすものである。

このように、現実の具体的な政治的事象を論争的問題としてとらえようとする視点はこの副教材に顕著な特徴である。その背景にあるのは、この副教材、および前述の新通知の基底にある、「一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである」(指導資料21頁)とする政治観である。そのような意見や信念、利害の対立している場合に、論争的問題での争点をいかに理解するかという点にこの教材の焦点が据えられている。これは、イギリスでシティズンシップ教育を主導した政治学者バーナード・クリックのいう政治的リテラシーの核心とも軌を一にするものである。クリック・レポートの

全体の構成のなかで、その最終章に位置しているのが「論争的問題をどう教えるか」という節であるのは、まさにこの点と深く関わっている(小玉重夫「政治的リテラシーとシティズンシップ教育」日本シティズンシップ教育フォーラム編『シティズンシップ教育で創る学校の未来』東洋館出版社、2015年)。

よって、この副教材は、論争的問題の教育によって政治的リテラシーの涵養を行っていくうえできわめて有意義な教材になっているといえることができる。

## 若い世代による運動の成果

もう1つ、この副教材には重要な特徴がある。それは、実質的にこの教材の作成を担った作成協力者のなかに、18歳選挙権の実現と中高生や若者の政治参加の機会拡大を求めて長く活動してきたNPOや市民運動のメンバーや教師たちが、数多く名を連ねている点である。これは、総務省や文科省が製作したこの種の教材としては、珍しいのではないだろうか。このことは、今回の18歳選挙権の実現とその後の教育政策の動きが、こういったNPOや市民運動に関与してきた人たちの日頃からの実践の積み重ねのうえになされていることを示すものである。と同時に、この副教材がそうした運動や実践の成果の上に立って作成されていることを示している。

公職選挙法上の課題を含め、今後高校での政治教育を進めていくうえで検討すべき課題や懸念は多い。その点はあらためて論じたいと思うが、しかし少なくとも、今回の副教材が、これまで政治から排除されてきた若い世代の政治参加拡大を求める運動と実践の1つの成果物であり、日本における18歳選挙権成立の歴史に1つの証言的記録を残すものになるであろうことは、たしかである。

こだま しげお 1960年生まれ。お茶の水女子大学教授などを経て、2009年から現職。教育学、教育哲学専攻。教育の公共性やシティズンシップ教育について研究する。主な著作に『難民と市民の間で：ハンナ・アレント「人間の条件」を読み直す』(現代書館、2013年)等。

## 「18歳選挙権」関連のシンポジウムや意見交換会、各地で開催

①岡山県選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会は大学コンソーシアム岡山とともに「若者と政治シンポジウム～18歳からの選挙参加で明日の日本を創る～」を、10月21日に岡山大学五十周年記念館で開催しました。シンポジウムは二部構成となっており、第一部は岡山大学地域総合研究センターの前田芳男准教授をファシリテーターに、大学コンソーシアム岡山加盟校の学生14名が参



加して、模擬投票を含んだワークショップを行いました。架空の県議選を題材とした模擬投票は、参加者はあらかじめ設定された候補者情報

を読み、まず自分の判断で投票します。次に各人に「75歳無職(年金生活、三世同居)」「43歳県庁勤務(妻も公務員、子どもなし)」などさまざまな年代・職種が指定され、各々の立場で投票先を考え、若者と若者以外の投票行動の違いなどを体験しました。

第二部は「18歳選挙権を考える」をテーマに、岡山県の伊原木隆太知事、NPO法人YouthCreate代表の原田謙介氏の講演、および両講師や第一部のワークショップ参加者代表、教育者等を交えたパネルディスカッションを行いました。伊原木知事は高齢層に比べて特に低い若年層の投票率に対し、投票で自分の意見を伝えることの大切さを訴えました。原田代表からは地域社会に関わっていくことも政治参加であるため積極的な関わりを持つことが地域の発展につながるなどの話がありま

した。それぞれの立場から示唆に富んだ話が聞かれ、シンポジウムは盛況のうちに閉会しました。

②山形県選管・明推協も11月27日に寒河江市文化会館で「18歳選挙権シンポジウム」と題し、高校教諭や市町村選管職員を対象とする、講演やパネルディスカッションを行いました。

明治大学文学部特任教授の藤井剛氏の基調講演に引き続き、同氏をコーディネーターに行われたパネルディスカッションは、高等学校の校長先生、新聞社報道部長、大学生や県明推



協会会長がパネリストを務め、「よりよい主権者教育の在り方」などについて意見を交わしました。その中で大学生からは「学内で選挙に参加することの大切さを啓発し、投票する機運を高めたい。いずれ大学での期日前投票所の設置につなげたい」といった発言がありました。

③新潟県明推協は11月14日に新潟大学で、「若者と若手議員による政治・選挙に関する意見交換会」を開催しました。若者啓発グループである「Niigata選挙カレッジ」の発案で、平成25年度から実施しています。今年度は高校生、大学生23名、全国若手市議会議員北信越ブロックの市議11名が参加しました。

これまで議員を目指した理由、議員の活動内容などをテーマに話し合われてきましたが、今年度は18歳選挙権に関連し、「選挙権年齢の引下げについて」「若者は地方政治にどのように関わっていくべきか」をテーマに、思いの意見や質問を市議に投げかけまし



た。また市議からも、自身の活動報告会に参加して声を聞かせてほしい、などの要望がありました。この意見交換会は市議の間で、若者の考えを知ることができる好機と捉えられていて、当初数名だった参加者は徐々に増えてきています。

④**羽村市選管（東京都）**は11月24日に、近隣の八王子市、立川市、青梅市など9市区町村選管に呼びかけ、選管職員と杏林大学の学生との意見交換会を開催しました。



羽村市と杏林大学は平成22年度に包括連携協定を結び、平成25年度から選管の事業でも連携しています。

当日は総合政策学部の木暮健太郎准教授のゼミ生が15名、9市区町村の選管職員16名が参加し、前半はゼミ生による「模擬選挙の必要性」のプレゼンテーションが行われました。ゼミ生の企画により2年連続で市の産業祭で実施した小学生向け、中高生向けの模擬選挙が、都立羽村高校での出前授業の実施（調整中）につながったことなどから、その意義と必要性を訴えました。

後半は、ワールドカフェ方式による意見交換を行い、ファシリテーターをゼミ生が務めました。テーマは「高校生・大学生が選挙に関心を持つには」。各テーブルでは「高校生や大学生が政治に参加する意義やきっかけをどう見出させるか」「若者が選挙に参加しないことによってどのような弊害があるか」「主権者教育をどのように進めていくか」などについて意見交換が行われました。普段接することのない学生から、投票率向上に向けた新たな取り組みなどが提案されるなど、会の目的としていた「発見」や「気づき」を得ることができました。

⑤**総務省**はJFN系列38局で放送されている番組「SCHOOL OF LOCK!」とタイアップしたシンポジウムを、12月5日にとしまセンタースクエア（東京都豊島区）で開催しました。講師にYouthCreate代表の原田謙介氏を迎え、模擬選挙や小テストな

どを実施しました。今後、全国8会場で同様のシンポジウムを開催することとしています。また「選挙権年齢が18歳以上に。inワークショップ」も全国38ヵ所で開催する予定です。詳細は総務省の18歳選挙権特設サイトをご覧ください。

## ■ 秋のイベントで活躍! 若者啓発グループ

①中央大学の学生で構成する**Vote at Chuo!!**は、学園祭「白門祭」の前半と後半で2つの企画により投票参加を呼びかけました。前半はミスコン「Mr.&Miss Chuo Contest 2015」で、投票部分を担当しました。POPな選挙啓発を実施することを目的に、代表の古野さんが運営団体にかけあいコラボが実現しました。投票は投票所に併設の「ミスカフェ」でクッキーを2枚購入するとついてくる投票券を持参し、投票します。「選挙」が若者にどう思われているかを知るため、投票を済ませた人にメンバーは「来年夏に参院選が実施されますが、あなたは投票に行きますか？」などのインタビューも行いました。

後半は「Festivote」と称し、空き教室を借りて「2016年夏、参院選で投票に行く予習をしよう!」というテーマで、候補者の選び方や不在者投票に関するの○×クイズなど4つのブースを設けました。

各ブースはメンバーが中心となって進めましたが、終了後には「自分たちが教えるという立場だったが、



実際には参加者とのやりとりから学ぶことのほうが多かった」といった感想がありました。

②高知大学、県立大学の学生で構成する「**Our Vote, Our Voice!**」は、高知大学の学園祭「黒潮祭」で、「大学生に10の質問!」と題し、大学生から見た選挙を探るアンケート調査を行いました。期日前投票所の認知度や、日頃どの程度政治に関心があるかなどを尋ね、約60名から回答を得ることができました。

アンケート結果から、投票権を持つ学生の半数

以上が住民票を移していないこと、投票権を持たない20歳未満の学生の約半数が、政治や時事問題に興味を持っていないことなどが分かりました。「どのような工夫をすれば、若者が選挙や政治に参加すると思いますか?」という質問に対して、特に多かった意見は「友だち同士で一緒に投票に行けるような雰囲気づくりをする」「政党や公約の内容を若い人にも理解できるように、分かりやすく説明する」などで

した。

また、同大物部キャンパス一日公開日には、色々なプログラムを実施しました。キャラクターのめいすいくんなどを候補者とした「たいけん!



模擬投票」、仮想知事選挙の候補者が描かれた顔出しパネルで記念撮影ができる「へんしん! 未来の県知事」のコーナーや大人には教育・育児、雇用、防災などの政策を、子どもにはハンバーグ、からあげのどちらが好きかをたずねるシール投票など、来場した多くの家族連れに楽しく選挙をPRしました。

## ■ 明るい選挙推進強化月間「街頭キャンペーン」

福井県選管・明推協は、11月を「明るい選挙推進強化月間」と位置づけ、市町選管・明推協と連携して街頭キャンペーンを、親子連れなどでにぎわう児童科学館「エンゼルランドふくい」で実施しました。

明るい選挙啓発ポスターコンクールおよび啓発キャッチフレーズ・標語の受賞者の表彰式、県内市町のキャラクター紹介や質問大会、じゃんけん大会さらに模擬投票などのアトラクションを若者啓発グループCEPTの進行により行いました。ま



た同施設内の通路にポスターコンクールの優秀作品を展示するなど、小さいお子さんを持つ親世代に対して、選挙の際の投票参加を呼びかけました。

本年度のポスターコンクールは全国で145,640人に応募いただきました。ポスターの展示は、福井県に限らず各地で行われています。

## ■ 県議会が「シチズンシップ・アカデミー」を開催

群馬県議会は、県内の大学と協働して「ぐんまシチズンシップ・アカデミー」を開催しました。これは議会開会中に県内の大学生に議会を傍聴してもらい、その後議員と意見交換をするものです。11月30日の県立女子大を皮切りに、12月1日は県民健康科学大学、12月3日は高崎経済大学、12月10日は群馬大学の学生が参加しました。



学生からは、議員を目指したきっかけやどのように県民の声を聞いているのか、といった質問が出されました。学生にとって縁遠い議会を傍聴することで、県政を肌で感じ関心を高めてもらうこと、県議にとっては学生の考えを知り今後の議会の方向性への参考となることが期待されます。



# 名言の舞台

ジャン・モネ

1888～1979年



何事も制度抜きでは長続きしない  
もし適切に作られれば、制度は各世代の  
英知を蓄積し、伝えることができる\*

戦争の記憶を受け継ぐのは難しい。どのような記憶も、時が経てば必ず風化するからである。仏独和解を実現した欧州統合の立役者として知られるジャン・モネの答えは、制度を作ることだった。モネは1888年フランス・コニャック市でブランデー商人の一家に生まれた。家業を通じて得た英米両国の人脈を生かして、二度の世界大戦の際には連合国の戦時物資の共同調達を助けた。この経験が彼を欧州統合の支持者にしたという。

第一次世界大戦後、世界平和を維持するために国際連盟が新設されると、モネは事務次長に就任したが、フランスが押し付けた厳しい講和条約にドイツ人が反発したこともあって、連盟は新たな大戦の勃発を防ぐことに失敗した。

第二次世界大戦後、戦争で荒廃したヨーロッパを救うプランを立案したのが、計画庁長官となったモネである。東西冷戦の激化に伴い、ドイツ弱体化は現実的な選択肢でなくなった。他方、欧州統合の実現を目指す理想主義者たちが集ったハーグ会議は、期待された成果を生み出せずに終わっていた。

このような状況で、モネはフランスと西ドイツを初めとする欧州諸国の石炭・鉄鋼業を超国家的機関の管理下に置く、というアイデアを外相

シューマンに進言した。石炭・鉄鋼業は戦争に不可欠な産業であるから、その国際化は戦争を実質的に不可能にする。同時に、フランスは西ドイツの石炭資源を利用し、西ドイツは対等な資格で国際社会に復帰できる。

アメリカが後押ししたこともあって、この提案はECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)の設立という形で結実する。理想と関係国の利害の双方に根差したECSCは、まさに「適切な制度」だったのであり、28カ国の加盟国と5億人を超える人口を擁する現在のEU(欧州連合)の出発点となった。

最近のEUは、ユーロ危機や難民危機など様々な問題に直面している。モネにも責任の一端があるだろうか。いやそうではあるまい。問題が変われば、解決策も変わる。モネの英知を受け継ぎ、現在の課題に取り組むのは、新しい世代の責任だろう。

(池本 大輔・明治学院大学准教授)

## モネの生きた時代

	1888	1904~	19	43	46	50	52	55	79
モネ・ヨーロッパ	フランス・コニャック市で生まれる	16歳で学業を放棄し、英米でコニャックを売り歩く	第一次世界大戦(14~18)	第二次世界大戦(39~45)	計画庁長官に就任	フランス・シエマン・プランを発表(モネが起草)	ECSC創設。モネ、高等機関の初代委員長に(55辞職)	モネ、ヨーロッパ合衆国のための行動委員会を創設、議長に	初回の欧州議会選挙実施
日本	大日本帝国憲法(89)	日露戦争(04~05)	関東大震災(23)	太平洋戦争(41~45)	フランス、ドイツに降伏(40)	フランス、連合国軍により解放(44)	ドゴールフランス国民解放委員会を創設、モネも加わる	朝鮮戦争(50~53)	日中平和友好条約(78)

\*出典：『ジャン・モネ回想録』(1976年)

## 大学における学びを社会に 大学生による高校生のための「選挙出前トーク」



中京大学総合政策学部准教授 市島 宗典

### はじめに

去る10月16日、愛知県選挙管理委員会が未来の有権者である小・中・高校生に対し、選挙の重要性を認識してもらうために実施している「選挙出前トーク」を、中京大学総合政策学部市島ゼミによる企画で、愛知県立豊橋南高等学校にて実施した。その成果を報告する。

### 企画ができあがるまで

中京大学総合政策学部市島ゼミは、2011年度から愛知県選管と大学連携という形でさまざまな事業に取り組んできた。その最大の事業は、毎年度実施している選挙啓発に関する政策提案である（詳細は『Voters』No.5 PP.24-26参照）。今年度は18歳選挙権をふまえ、8月28日に政策提案報告会を開催し、「選挙出前トーク」の新たな企画案を提案した（詳細は『Voters』No.28 P.16参照）。そこでは、ブレインストーミングやバズセッションといったアクティブ・ラーニングを通して選挙について考えてもらう企画、情報を確認することなく投票すると陥る可能性のある投票の罠を体験してもらう企画、模擬投票を通してシルバーデモクラシーを体験してもらう企画などを提案した。

18歳選挙権が成立し、これまで年間数校だった高等学校の「選挙出前トーク」への応募が今年度は19校（10月末日現在、専修学校高等課程含む）へと急増し、愛知県選管事務局からその実施協力依頼があり、上記の政策提案報告会で提案した「選挙出前トーク」の新たな企画案をもとに協力することにした。

高校を訪問しての事前打合せは夏休み前から3回に及び、高校側からの希望を伺いながら企画案を修正していった。高校から出された主要な要望は、単に模擬投票を体験するということは

求めていない、現実の政策を扱って生徒に考えさせる機会にしてほしいというものであった。

高校からの要望をふまえ、「選挙出前トーク」のねらいを政策争点から投票先を決定する体験をしてもらうことと設定した。愛知県選管事務局の方にもアドバイスを頂戴しながら企画案をブラッシュアップし、高校との打合せに繰り返し臨んだ。最終的に確定した企画内容は、表のとおりである。

企画を練り上げていく中で留意したことは、50分という授業時間を厳守すること、それぞれの項目のねらい（目的）を明確化

導入(高校の先生からのお話)	6分
大学教員による講義	6分
パネル・ディスカッション	12分
個人ワーク	4分
投票	6分
グループワーク	7分
全体での共有	5分
まとめ	4分

し、生徒たちに理解を深めてもらうことである。高校の授業の1コマを頂戴してのことであり、来年、有権者となる生徒たちの投票意欲をかきたてることのできるよう配慮した。

本番1週間ほど前に企画が完成し、本番まで時間のない中、ゼミ生7名で役割を分担し、毎日授業終了後、夜遅くまでリハーサルを繰り返した。生徒たちに少しでも選挙の臨場感を味わってもらうため、本番では原稿なしで行うことを至上命題とした。ゼミとしては小学校での実施経験はあったが、高校では初めての実施となり、学生たちにはかなりの重荷だったかもしれない。

### 「選挙出前トーク」本番

導入では、高校の先生からテーマである選挙について、普通選挙の基本精神である「五箇条の御誓文」が掲げられ、名古屋市指定有形文化財となっている普選記念壇のお話から「選挙出前トーク」の趣旨をご説明いただき、授業がス

タートした。

筆者による講義では、争点とは何か、争点をいかに投票へとつなげるか（争点による投票先の決定）について簡単に解説し、「選挙出前トーク」の手順とその趣旨について説明した。

そこから学生にバトンタッチし、パネル・ディスカッションへと移った。想定するのは最も身近であろうと思われる豊橋市長選挙である。企画案を検討している段階では、候補者3名、争点は3つとしていたが、前述したように限られた時間の中で生徒たちの理解も深めなくてはならず、最終的には候補者2名、争点は子育て支援策と人口維持策の2つとなった。

パネル・ディスカッションでは、それぞれの候補者が自らの公約を説明し、その後、候補者間での討論を行い、持論の正当性の主張と相手候補への反論で、それぞれの公約のメリットとデメリットを浮かび上がらせた。パネル・ディスカッションの間、生徒たちはこちらが作成した選挙公報も参照しながら、穴埋め式のワークシートに各候補者の公約とそのメリット・デメリットをメモを取りながらまとめるという作業をした。

その後、パネル・ディスカッションを聞きながらまとめたワークシートをもとに投票する候補者を決め、その選択理由を明確化させるための個人ワークを行った。投票では、実際の選挙に使用されるものと同質の投票用紙を用いて投票を行った。次いで、6人1組のグループワークでは、それぞれが投票した候補者の決定にいたった理由を発表し合い、他の人の選択理由を知ることを通して、それぞれの視点の違いを感じ取ってもらった。後日、「選挙出前トーク」を振り返ってもらえるよう、個人ワーク、グループワークともにワークシートを使用し、記録してもらった。それからいくつかのグループの代

表者にグループ内での議論を発表してもらい、全体での共有を図った。最後に模擬投票の結果を発表し、ゼミの学生から生徒

たちへのメッセージを述べて締めくくった。

## ◆◆ 総括として

「選挙出前トーク」の効果を検証するため、事前と事後に生徒たちに対してアンケートを実施した。その結果、選挙や政治について学ぶことが好きかどうか尋ねたところ、事前には「好き（非常に好き+ある程度好き）」との回答が41.7%



であったものが、事後には68.5%とかなり上昇していた。また、政治関心については84.6%が、投票意欲については77.2%が「高まった（非常に高まった+ある程度高まった）」と回答している。

「選挙出前トーク」の対象となった生徒たちは高校3年生であり、来年の参院選から投票資格を得る新有権者である。したがって、今回の「選挙出前トーク」が初めての選挙となる来年の参院選へ足を運ぶきっかけとなれば幸いである。

## ◆◆ おわりに

今回、愛知県選管事務局からのお声かけで高校生に対する「選挙出前トーク」の企画と実施を担ったが、ゼミの学生に対する教育効果も大きかったと考えている。高校からの現実の政策を扱ってほしいという要望は、学生たちが現実の政策を学ぶことにつながり、高校生への学びの提供の副産物としてゼミでの学びにもつながったことはありがたいことであった。

最後に、「選挙出前トーク」の企画および実施を任せてくださった愛知県選挙管理委員会事務局、および、「選挙出前トーク」にご応募くださり、企画に多くの助言をくださった愛知県立豊橋南高等学校の先生方にこの場を借りて感謝を申し上げ、締めくくりにしたい。

いちしま むねのり 1976年生まれ。中京大学総合政策学部専任講師を経て2008年から現職。専門は政治過程論。主な著書に『日本における有権者意識の動態』（共著、慶應義塾大学出版会、2005年）など。



パネル・ディスカッション

## アクティブラーニングで教育が変わる!

### 第4回 導入が進む、高校でのアクティブラーニング型授業

教育ジャーナリスト 友野 伸一郎

#### 中央教育審議会への諮問が 大きな弾みに

大学でのアクティブラーニング型授業の進展と比較して、高校での導入は遅れていたのだが、それを一変させたのが昨年11月20日の文部科学大臣による中央教育審議会への諮問である。「『何を教えるか』という知識の質や量の改善はもちろんのこと、『どのように学ぶか』という、学びの質や深まりを重視することが必要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導の方法等を充実させていく必要があります」とある。

このような諮問がなされた理由は、以下のようによまとめることができる。

連載第3回で述べたように、社会で求められる能力が正確な知識や計算などの迅速な処理能力などから、創造力やリーダーシップ、交渉力などの能力へと変化してきた。そして、大学では一定程度これに対応したアクティブラーニングの導入が進んできたが、記憶の量と正確さを問う問題が中心の大学入試が存在するために、高校ではそれに対応した授業を行わざるを得ず、その導入が遅れてきたのである。

そこで中央教育審議会は、昨年12月に「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」を答申し、1月には高大接続改革実行プランが策定された。その要点は、大学入試でも思考力や判断力を重視するというものだ。つまり、これらを通して大学教育、高大接続（大学入試）、高校教育を一体のものとしてアクティブラーニングを重視した教育へと改革することに踏み出したのである。

その影響は大きく、高校にも劇的にアクティ

ブラーニング型授業の導入が進みつつある。

#### 知識を習得するタイプの アクティブラーニング型授業

今、中学や高校では、「習得・活用・探究」という言葉で、授業の目的が区別されている。「習得」とは知識を覚えること（わかる）、「活用」とは同じ文脈の中で応用できること（できる）、「探究」とは別の文脈の中で活用できること（使える）、である。

習得型のアクティブラーニング型授業として紹介したいのは、小林昭文・産業能率大学教授が埼玉県立越ヶ谷高校教諭時代に行っていた物理の授業である。

この授業では、生徒はグループに分かれて物理の問題に取り組む。授業の目的は「科学者が行っているように考え、行動することができるようになる」だ。そして、この授業目標とは別に態度目標が決められ、「しゃべる」「質問する」「説明する」「動く（立ち歩く）」「チームで協力する」「チームに貢献する」ことが定められている。この授業では、生徒同士でどんどん話すことが奨励されているだけでなく、隣のグループはどのように理解しているのかを見るために、立ち歩くことすら奨励されているのである。

そしてその回が「熱（量）」の授業であれば、内容目標は「熱（量）が移動して温度が変わることをイメージできるようにする」となる。

具体的な授業は、まず教員が15分ほどパワーポイントを使って熱量に関するレクチャーを行うことから始まる。そして練習問題をみんなで相談しながら解く。1人で解くのではなく相談しながら解く、ということがポイントだ。そして分からなければ周りに尋ねる。グループのだれもが分からなければ、他のグループのところまで立ち歩いて行って教えてもらい、それをグル

ープ全員で共有する。

その後、確認テストを今度は1人で行う。練習問題と同じ問題を、今度は自分1人で解いて、隣の人と交換して採点し合う。そして最後は、その日の振り返りを行う。自分が態度目標をどれだけ達成できたか、を振り返るのである。最初はこうした形式の授業に戸惑っていた生徒たちも、「今日は、自分から質問できなかった」「グループで誰も分からなかったのに、他のグループのところまで行って聞けなかった」というような振り返りを行うことを通じ、回を重ねるにつれて能動的に動くように変化するのである。

この形式の授業で重要なことは、教員が教え過ぎないことである。最初のレクチャーは簡潔にし、読めば分かることは話さないようにして、生徒がグループで練習問題を解く時間を確保する。そして、生徒たちがグループで練習問題を解いているときに、内容について質問してきても「教えない」のである。逆に「分からないときは、どうしたらいいと思いますか?」と質問で返すと、生徒たちは態度目標を思い出し「あ、隣の人に聞けばいいんですね」と気づくのである。

こうした授業によっては、成績上位の生徒の学習が停滞するのではないかと心配する人もいるが、この科目では最初に成績下位層の生徒の成績が上昇し、続いて成績上位層の生徒の成績も上昇した。理由は、成績上位の生徒も下位の生徒に教えることで、より理解が深まったからである。

また、アクティブラーニング型授業にすると1年間で教える内容が少なくなることを心配する人もいるが、実際には生徒たちが能動的に学ぶようになるので、むしろ進行は早くなり、年末には教科書を終えていた、と小林教授は語っている。

## 知識を活用するタイプの アクティブラーニング型授業

探究型のアクティブラーニング型授業については、京都市立堀川高校を紹介したい。同校は1999年に「探究科」が設立され、探究科の1期

生が卒業した2002年、国公立大学への現役合格者数が前年の6人から106人に急増して「堀川の奇跡」として注目された。

探究活動は、1～2年生の学びの中心に位置づけられ、1年生では前期に、論文執筆の基本「研究とは何か」として、「証拠を集めること」「他の可能性を捨てること」「引用の仕方・ねつ造はダメ」が教えられ、それに則った書き方の練習をし、後期には探究基礎のゼミでグループによる探究に取り組む。

ゼミのテーマの一部を紹介しよう。

- ・国際文化ゼミ：「日本の少子化問題の解決策を探る」「ヒトラーの政治」「日本人の色彩感覚はどのようにして成り立ったのか」「新聞離れには食い止めるべき危険性があるのか」等々。
- ・物理ゼミ：「動摩擦力の速度依存性」「温度差から電気を生じるエネルギー変換の将来性」「粉末上をすべる物体に働く動摩擦力」「ドミノ倒しの時間予測」等々。

なかなか難しい問題が並んでいる。

ここまでが準備期間で、2年生の前期に総合探究で全員が個人研究を行う。そして全員が研究発表し、その後に論文にまとめる。研究→発表→議論→論文というプロセスを1人でやりきるのだが、論文では「考えたこと」「行ったこと」を書くのではなく、結論に関することだけを書くように徹底的に指導されている。テーマはともかく、レベルとしては大学レベルの論文作成が求められているということになる。そして、このプロセスには教員だけでなく京都大学や同志社大学の大学院生もアシスタントとして関わっている。

この探究活動は、単なる1科目の授業で習った知識だけを活用するのではなく、様々な科目で習った知識、自分で調べたことなどをすべて統合して課題解決に取り組む高次のアクティブラーニングである。

このような探究活動が高校でも定着すれば、大学での学びはもっとスムーズに展開されるようになるはずである。

今回は、「深い学び」とアクティブラーニングについて紹介する。



## 政治教育のテーマ

早稲田大学教育・総合科学学術院教授 近藤 孝弘

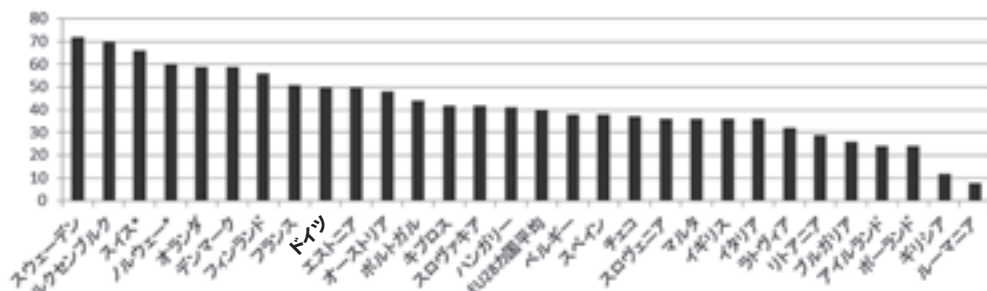
### 成人教育のなかの政治教育

成人教育に関する様々な指標を見る限り、ドイツは今日のヨーロッパで必ずしも優等生とは言えない。特に生涯学習参加率の点では、北欧諸国が飛び抜けており、ドイツはEU28カ国の中で上位グループの下位ないし中位グループの上位に位置する程度である。とはいえ、社会の人口構成の高齢化や東欧諸国からの労働者の流入といった状況は、職業知識更新のための教育やドイツ語教育の必要性を増大させており、他のヨーロッパ諸国と同様、成人教育への関心は高まっている。

他方、ドイツに特徴的なのは、成人を対象とする教育の推進がうたわれる際には、ほぼ例外なく職業訓練の観点だけでなく、すべての市民に開かれた政治教育の重要性が強調されることである。成人教育は経済だけでなく、政治すなわち民主主義に対しても責任を負うものと考えられてきた。

学校外での政治教育は、その学習活動の提供者や内容と方法において多岐にわたっているが、本シリーズが注目する連邦政治教育センターに焦点を絞るとき、その活動には、ワークショップやシンポジウムの開催ならびに様々な展示の実施と、ウェブサイトや刊行物による情報発信という2つの形態がある。以下、それぞれについて今日の活動の様子を見ていきたい。

生涯学習参加率 (2011年)



出典: Eurostat, AES 2011/12. 調査対象は25～64歳。なお\*印はEU非加盟国。

### 多様なプログラム

政治教育センターが単独で主催ないし他の政治教育機関と共催するワークショップやシンポジウムは、広義の政治教育に携わる人々を対象にするものと、ターゲットを特定せず市民一般に向けて行われるものに分けられる。

前者の例としては、1972年に開始された若手ジャーナリストを対象にしたワークショップが代表的だが、ほかにも各地の政治教育関連組織で教育活動に従事する人々の参加が期待される様々な例がある。政治教育関連組織とは、必ずしも青少年の政治参加の促進を目指す団体のような、政治教育という言葉と直接結びつく組織だけでなく、移民・難民の支援機関や、罪を犯した青少年の更生を支援する団体、そして環境保護運動に取り組む団体など多岐にわたっており、そのような各領域で広義の政治教育に取り組む人々が、いわば各地の成人教育の担い手であると同時に、連邦政治教育センターが提供する学習機会の利用者ともなっているのである。

では、実際にどのようなプログラムが実施されているのだろうか。2015年11月のイベントとして、連邦政治教育センターのウェブサイトには「フォーラム：歓待の文化から参画へ」「討論会：右翼急進主義にどう対処するか」「ワークショップ：大人もコンピュータゲームをやってみよう」「研修旅行：イスラエルの若者のいま」「フォーラム：変容するメディアと政治」「ワークショップ：地方紙における身障者の扱い」「講演会：ウクライナのいま」など27件に及ぶプログラムの参加呼びかけが載っており、これらのうちジャーナリストや政治教育関係者などの専門家を主な対象にしているのが、上記の

例の後半3件を含む8件である。一般向けイベントと専門家向けイベントの区別は必ずしも明確ではないが、前者が移民・難民の統合や右翼急進主義の抑制、またデジタル社会化への対応といった、ドイツ社会が直面する喫緊の課題を広く扱っているのに対し、後者にはメディアのあり方や外国事情など相対的に学問的色彩が濃いプログラムが多いといえよう。

なお、ワークショップやフォーラムよりも緩やかな形態として、様々な展示も頻繁に実施されている。2015年秋の時点では「ドイツのムスリム」という巡回展示がドイツ各地で行われており、こうした展示でも、あわせて関連するシンポジウムやフォーラムなどが開催される。

## ウェブサイトの可能性

ワークショップやシンポジウムに参加するためには、それが開かれている時刻にその場所に赴く必要があり、おのずと参加者は限られる。それに対して展示は、開催期間中であれば、いつでも訪れることができ、また参加者が自分の知識と関心に基づいて情報を取捨選択できる（＝興味のないものは素通りできる）という意味において、参加のためのハードルは低い。

とはいえ、展示の会場に行かなければならないこと、そして実際に行っても期待外れに終わるリスクがあることが多くの市民の足を遠ざけている。それに対してウェブサイトには、アクセスの容易さという点で格段の優位性が認められる。

このことが大きな意味を持つ例の1つに、州や連邦レベルの選挙のたびに連邦政治教育センターのウェブサイト上に設置されるヴォートマッチ「ヴァール・オー・マツ」がある。これは2002年の開始以来、2015年までに計4350万回のアクセスを記録しており、特に2013年の連邦議会選挙の際のアクセス数は1330万回に及んだ。ドイツの総人口が約8000万人であることを考えると、その注目度ないし利用度が非常に高いことがわかる。

選挙前にヴォートマッチが利用されるのは当然であり、連邦政治教育センターのウェブサイトが常時それだけの注目を集めているわけではない。しかし、選挙を前にしてのアクセスが、多く

の市民に、それを置いているウェブサイトの存在を教える役割を果たしている。実際、ウェブサイトは、関係者以外の一般市民を強く意識する形でデザインされている。

そこには確かに上記のような政治教育関係者を主な対象とするイベントなどを告知するページも設けられているが、トップページには内外の社会・政治問題に関する記事が並び、一般の新聞や週刊誌のウェブサイトと見間違ふほどである。

もちろん、新聞社のトップ記事が時々刻々新しい記事で置き換えられていくのに対して、政治教育センターの場合はそれほど頻繁には更新されない。しかし、ほぼ1週間でもかなりの記事が入れ替わるなど、そこには常に「いま」の問題に取り組む姿勢を見ることができる。

なお、記事は基本的に研究者を中心とする専門家によって書かれ、公的機関であることから、民間のマスメディアや政治教育機関による情報提供よりも多角的な理解と評価が強調される傾向が認められる。そこには、いわゆる超党派的な政治教育を追究する姿勢が表れている。

## 幅の広い需要への柔軟な対応

連邦政治教育センターは、社会に存在する多様な需要に応じることを目指しているといいたいだろう。そもそも成人教育が学校教育と異なるのは、強制性が少ないところである。職業的な内容であれば、必要に迫られた学習者も一定数存在するが、政治教育の場合には、そうした割合は大きくない。学習はあくまでも市民一人ひとりの関心ならびに問題意識によって自発的に進められるのが普通である。したがって、そこにはエンタテインメント的性格が求められる面があることも否定できない。

しかし、その一方で広義の政治教育に従事する人々もかなりの数が存在するのであり、そのような高度な内容を求める人々から、政治教育はもちろん政治そのものにあまり関心のない人々までという非常に大きな関心の幅に、できるだけこまやかに対応していくことが求められる。成人を対象とする政治教育は、私たちの日常生活のあらゆるところに、その活動の場を見いだすのである。

## 若者シンポジウム

## 大学内期日前投票所の今後

「若者選挙ネットワーク」は、9月4日、大学構内への期日前投票所の設置をテーマとしたシンポジウムを、国立オリンピック記念青少年総合センターで開催しました。会場には若者選挙ネットワークのメンバーを始め、多くの選挙管理委員会職員、報道関係者が来場し、来場者との質疑応答を含め活発な議論が交わされました。

シンポジウムでは、NPO法人YouthCreateの原田謙介さんからの講演、実際に大学に期日前投票所を設置した選管職員からの事例発表、設置に協力した若者啓発グループ代表者によるパネルディスカッション、その他ネットワーク所属団体による事例発表が行われました。本稿では、そのうちのパネルディスカッションについて紹介します。



## 〔パネリスト〕

選挙コンシェルジュ（愛媛県松山市）	内藤 菜々栄
CreateFuture山梨（山梨県）	齋藤 浩平
学生団体 選挙へGO!!（青森県）	瓜田 眞樹子
Vote at Chuo!!（東京都八王子市）	古野 香織

## 〔コーディネーター〕

NPO法人YouthCreate	原田 謙介
------------------	-------

## ◆ 期日前投票所の設置

原田さんからの「団体の紹介と大学内期日前投票所の設置に取り組むきっかけや経緯を話してください」との問いかけに、下記のような話がありました。

**内藤さん**「2013年参院選時に松山大学に期日前投票所が設置されたのを契機に、投票所づくりや啓発活動の企画立案などを行うために、2014年2月に松山大学生4人により選挙コンシェルジュが創設されました。その後、隣接する愛媛大学にも投票所をとの働きかけがあり、同年11月の愛媛県知事選・松山市長選では愛媛大学にも設置され、両投票所合わせて1,262人、うち学生402人が利用しました。この選挙に協力するため、9月には愛媛大学生など5人がコンシェルジュに参加し、現在は7人で活動しています。どうして隣り合う2つの大学に投票所ができたのかというと、他大学には入りにくい、自分の大学で投票したい、との思いがあったからです。コンシェルジュとして5回の選挙で投票所設置に関わり、またテレビで放映する選挙CMの制作、大学で配布する啓発物資の企画などで、両

大学生とも切磋琢磨しながら、若年層の投票率向上に取り組んでいます。」

**齋藤さん**「2013年に、4大学9人の学生でCreateFuture山梨を結成し、『昼飯NEWSトーク』や『みんなのKataruba』など、若者の社会への関心を高める活動をしています（詳細はVoters25号20頁参照）。松山大学に期日前投票所が設置され若者投票率が向上したことに刺激を受けて、山梨大学にもということで取り組み始めました。最初は個人で県や甲府市の選管に行って話を聞いてもらいましたが、あまり相手にされませんでした。大きく動いたのは、知り合いの教授から大学理事を紹介され、大学側に説明する機会を得たことでした。大学側には、大学周辺地域に貢献できる、住民票の異動を含め投票を促す啓発活動を行う、18歳選挙権への対策になる、と訴えました。すると大学全体として設置の方向で動き始め、行政に働きかけてくれました。その後、行政・大学・学生の3者協議が行われ、今春の統一地方選で初めて山梨大学構内に期日前投票所が設置されました。県議選で1日、市議選で2日間、設置されましたが、市議選では335人が投票し、うち学生は22人でした。」



瓜田さん「学生団体『選挙へGO!!』は、20代の投票率向上を目的に青森中央学院大学生が中心となって2010年に設立、現在は10人で活動しています。県内の政治家に若者向けのメッセージをネット上で語ってもらう『政治tube』や議員との飲み会『居酒屋トーク』、高校生を対象とした模擬選挙などを行っています。期日前投票所は今年の知事選時に1日だけ設置され、328人が投票し、うち学生は58人でした。青森市選管の協力のもと、立会人や受付などの運営を『選挙へGO!!』のメンバーのみで行いました。知っている学生が運営していたから投票した、という学生が多数いたと聞いています。同時に、選挙権を持たない1～2年生向けに未成年模擬選挙を実施し131人が参加、こちらも好評でした。模擬投票は、住民票の異動を訴える場として入学式でも行いたいと思っています。」

古野さん「23名の学生とともにVote at Chuo!!をつくり、私が在学する中央大学に東京都初の大学内期日前投票所を、という活動を半年前から行っています。中央大学生へのアンケートでは、80%以上が大学に投票所が設置されたら利用すると回答しています。多摩キャンパスには2万人以上の学生、八王子市内には23大学11万人の学生がいますから、大学に投票所ができた場合の効果はかなりあると私たちは考えています。私たちの要望は、提言書として近く大学理事に提出する予定です。ただし、市選管は、アンケート調査で住民票を移していない学生が8割近くもいる、高齢化が進み老人の投票環境の確保が重要などと、慎重な姿勢を崩していません。私たちの活動の最終目標は投票所の設置ではなく、これをきっかけに、中大生が選挙に行くのが当たり前という文化をつくっていくことです。そのため、今春の統一地方選では大学に啓発ポスターを貼ったり、八王子市明推協と一緒に啓発活動を行いました。今後は市選管との信頼関係を築いていくためにも、選挙の仕組みや18歳選挙権などを学んでいきたい。また、学生同士、同じ目線での活動を目指し、学園祭ではワークショップや模擬投票を行いたい。」

### ◆◆ 設置日、設置場所への配慮を

「投票所設置の課題は」との質問に、齊藤さんは「設置された3日間には授業がない日もあり、その日の利用者は極端に少なかった。また、投票所の設置に際し大学から使用料が請求されたと聞いており、大学の一層の理解が不可欠」と述べ、内藤

さんは「経験から、設置場所は学生が集まる場所、例えば教室と学食を結ぶ線上に設置することが大切」と訴えました。

### ◆◆ 行政とのコラボ

「行政との関係をどうつくっていくか」との問いには、「投票所が設置される前から選管とコラボして、成人式の啓発グッズのデザインをさせてもらっていた。これで相互の信頼感が高まり投票所が設置される要因の1つとなった。今後は、選挙だけでなく教育や環境問題にも取り組みを広げていきたい」と齊藤さん。古野さんは「行政にはもっと若者の意見に耳を傾けてほしいと思うが、学習会などを通じて理解しあい、一緒に18歳選挙権時代をつくっていきたい」と思いを語り、内藤さんは「もっと社会や政治について知りたいし、話をしたい。選管や明推協などとは一緒になって進んでいきたい」と発言。瓜田さんは「行政と学生の関係はバイト感覚も大切」との視点を示しました。原田さんは、「行政とコラボすることで、メディアに取り上げられる可能性が増し、活動が社会的に認知されるのでは」と述べました。

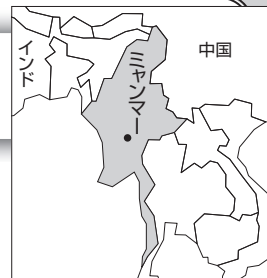
### ◆◆ 中立であること

会場からの「活動は中立でなければならないのか」との問いかけには、4人とも「中立性は必要」と答え、その理由として「あくまで情報の提供に徹し、意見を押し付けることはしたくない。中立であるから啓発活動が受け入れられていると思う」（齊藤さん）、「選管との関係を考えても中立性は求められる。もし個人でも意見表明をすれば相互の信頼が損なわれるのでは」（古野さん）と述べました。原田さんからは、「啓発団体（個人でも）が意見表明をすると、判断を迷っている人たちに話を聞いてもらえなくなるのでは」との指摘がありました。

### ◆◆ 18歳選挙権時代へ

「家庭や友だち同士で政治や社会について話すことが大切」（内藤さん）、「社会との関係で新しい気づきを得て、いろいろな人にこれを伝えることが重要」（齊藤さん）、「イベントなどは企画倒れにならないよう、やり抜くことが必要」（瓜田さん）、「18歳選挙権は大きなチャンス、投票所の設置や主催者教育、そして選管や親世代など、いろいろなこと・人と連携していくことが必要」（古野さん）、と意気込みを語りました。

# ミャンマー総選挙



11月8日に行われたミャンマー総選挙(上・下院選挙)は、アウンサン・スーチー党首が率いる「国民民主連盟(NLD)」が圧勝し、次期政権を担うことが確実視されています。

## 民主化への歩み

1988年、全国的な民主化要求デモにより26年間続いた社会主義政権は崩壊しましたが、国軍がデモを鎮圧し政権を掌握しました。その後90年に総選挙が実施されNLDが圧勝したものの、軍事政権は民政移管のためには堅固な憲法が必要であるとして選挙を無効として政権移譲を拒否、スーチー氏を自宅軟禁しました。軍事政権は継続的な反政府運動に対して多数の死傷者を出しながら弾圧し続け、スーチー氏は政府を激しく非難し、国際世論も軍事政権を批判し、両者の対立が続いていました。

民主化の動きは現れたのは2003年からで、8年ぶりに再開された国民会議で憲法草案の審議が行われました。08年には新憲法草案採択のための国民投票が実施され、92%を超える賛成票(投票率99%)で新憲法承認。10年には新憲法による総選挙が実施されましたが、スーチー氏は自宅に軟禁されていたためNLDは総選挙をボイコットし、連邦団結発展党(USDP)が圧勝しました。

この総選挙後、スーチー氏の自宅軟禁措置が解除され、11年初頭には、総選挙の結果に基づく国会が召集され、テインセイン氏が大統領に選出されました。これにより新政府が発足し(同時に国名もビルマから変更)、軍事政権発足以来ミャンマーの最高決定機関であった国家平和発展評議会は解散し、権限が新政府に移譲されました。12年に行われた連邦議会補欠選挙では、NLDが45議席中43議席を獲得していました。

## 選挙制度

2008年に制定された新憲法により、ともに任期5年の上院(民族代表院)と下院(国民代表院)からなる二院制の連邦議会が創設されました。議席数は上院が224議席、下院が440議席で、各議院議席のうち4分の1(上院56、下院110)は国軍司令官の指名による軍人枠となっており、残り4分の3が国民による直接選挙(小選挙区制)により選出されます。今回、選挙管理委員会は、武装勢力活動地域で7議席分の投票中止を決めており、計491議席が改選

対象となりました。

大統領と二人の副大統領は議会によって選出されますが、憲法により「外国籍の家族がいる者は大統領になれない」と規定されているため、NLDが勝利してもイギリス籍の息子を持つスーチー氏は大統領にはなれません。同氏は「政権をとれば私が大統領の上位に立つ」と表明し、党首として実質的に政権を率いる考えを明らかにしています。

## さらなる民主化を求めた国民

2011年に軍政から民政に移管して約4年半、今回の総選挙で国民が支持したのは、軍事政権の流れをくむテインセイン現大統領が率いる政権与党USDPが訴えた「着実な民主化改革の継続」ではなく、スーチー氏が掲げた「チェンジ(変革)」でした。11月末までに発表された選挙結果では、NLDが両院で改選議席の約8割に当たる390議席を獲得し、両院とも過半数を制しました。一方、USDPは41議席に留まり、政権交代が確実となりました。テインセイン大統領や国軍のミンアウンフライン最高司令官も与党の敗北を認め、政権移譲を行う姿勢を示しています。来年2月に議会が招集され、3月には大統領選出、組閣が行われる見込みです。

NLD 圧勝の背景には、半世紀に及んだ国軍支配に対する国民の抜きたい嫌悪感、不信感があります。テインセイン政権下でもメディアの事前検閲が廃止されるなど民主的な改革は進んでいましたが、国民はさらなる民主化を求めたといえます。

ただ二大政党は、NLDが現行憲法の改正、USDPは憲法の維持を目指す点で対立しますが、経済政策ではどちらも貧困層削減や農村開発、海外投資の向上に重点を置いており、その差は小さいといわれています。事実スーチー氏は、NLD政権となった場合でも現政権の経済改革路線は継承すると表明しています。

今回の選挙は約90の政党から約6,000人が立候補して行われました。選挙権年齢は18歳から、有権者数は約3,400万人、投票率は80%を超えました。

主な政党の議席数

	上院(224)		下院(440)	
	解散前	選挙後	解散前	選挙後
NLD	4	135	39	255
USDP	116	11	215	30
その他	48	22	71	38
軍人枠	56	56	110	110
欠員	0	0	5	7*

\*紛争地域で投票が行われなかったため。

## ■ 明るい選挙啓発ポスターコンクール

協会と都道府県選挙管理委員会連合会は、将来の有権者に選挙・政治への関心を持ってもらうきっかけをつくることなどを目的に、全国の小・中・高校生を対象としたポスターコンクールを開催しています。全国の選挙管理委員会が共催し、文部科学省、総務省および全国の教育委員会が後援しており、今年で67回になります。

27年度の応募校は9,049校、応募者は145,640人で、昨年度と比べ、応募校で304校、応募者で6,058人の増となりました。

協会では10月30日に、文部科学省の東良雅人教科調査官(美術)を委員長とする中央審査会(第3次審査)を開催し、1,020作品の中から文部科学大臣・総務大臣賞(連名)18作品、明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管

学年	氏名	学校名
小学1年生	古川 真帆	那珂川町立片縄小学校(福岡県)
小学2年生	森田 勇海斗	渋谷区立鳩森小学校(東京都)
小学3年生	矢崎 里菜	甲府市立千塚小学校(山梨県)
小学4年生	河野 通斗	東郷町立音貝小学校(愛知県)
小学5年生	田崎 昇太	伊勢原市立竹園小学校(神奈川県)
小学6年生	越塚 大樹	砺波市立出町小学校(富山県)
中学1年生	佐々木 和月	仙台市立将監中学校(宮城県)
	大島 梨菜	刈谷市立刈谷東中学校(愛知県)
中学2年生	青山 もも花	埼玉大学教育学部附属中学校(埼玉県)
	雨宮 詩歩	山梨市立山梨南中学校(山梨県)
中学3年生	露木 志保	熱海市立熱海中学校(静岡県)
	大森 万穂	江南市立古知野中学校(愛知県)
高校1年生	佐藤 実結	秋田県立角館高等学校
	安田 美穂	東京都立立川高等学校
高校2年生	周藤 さくら	和歌山市立和歌山高等学校(和歌山県)
	松本 志保	岡山県立岡山工業高等学校
高校3年生	坂本 理久	立教池袋高等学校(東京都)
	高田 悠以	岐阜県立岐阜総合学園高等学校

理委員会連合会会長賞(連名)60作品を決定しました。大臣賞と会長賞には表彰状と副賞を、中央審査出品者には全員に記念品を贈りました。

大臣賞作品は、協会ホームページに掲載しています。

## ■ 藍綬褒章

平成27年秋の褒章で、明るい選挙推進運動に長年尽力されて来られた方々が、藍綬褒章を受章されました。

氏名	職名
南 かほる	港区明るい選挙推進協議会副会長(東京都)
日高 操	江東区明るい選挙推進協議会委員(東京都)
藤島 勝利	元 北区明るい選挙推進協議会副会長(東京都)
平 眞紀子	三鷹市明るい選挙推進協議会副会長(東京都)
山下 昌江	元 日野市明るい選挙推進協議会副会長(東京都)
尾坂 郭子	元 茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会会長(神奈川県)
服部 陽子	四条畷市明るい選挙推進協議会副会長(大阪府)
飯川 智恵子	廿日市市明るい選挙推進協議会推進委員(広島県)
野島 莊一	須崎市明るい選挙推進協議会副会長(高知県)
平良 菊	那覇市明るい選挙推進協議会会長(沖縄県)

## ■ 寄附のお願い

協会では、明るい選挙の推進のため、皆様のご支援をお願いしております。当協会へご寄附をいただいた場合には、税制面の優遇措置が受けられます。

詳細・お申し込みは協会ホームページをご覧ください。

## 表紙ポスターの紹介

◆平成27年度明るい選挙啓発ポスターコンクール  
文部科学大臣・総務大臣賞作品

周藤 さくらさん 和歌山市立和歌山高校2年

東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

誰もがどこかで見たことのあるような風景から、見る人が自分の記憶の中にしまっている物事を引き出すような不思議な気持ちにさせてくれます。そして見る人にその記憶から選挙の大切さを思い起こす気持ちへとつなげてくれます。

## 編集後記

●特集では、総務省と文部科学省が作成した主権者教育に関する高校生向け副教材を取り上げました。9月末に両省のウェブサイトで開催され、12月中に冊子が全国のすべての高校に配布されます。今後各地で、この副教材を参考にしたさまざまな主権者教育が取り組まれていくことになります。

政治学者である佐々木毅当協会会長が18歳選挙権の意義を説き、総務省が副教材の作成の経緯と概要を、文部科学省がその主要部分である実践編にある話合い、模擬選挙、ディベートなどの手法と政治的中立に関する留意点を説明します。この教材は高校生向けと銘打っておりますが、大人や大学生、中学


生にもたいへん参考になるのではないかと。ぜひご一読を。

- レポートでは、各地の選挙管理委員会が取り組んでいる選挙出前授業の中で、大学生の政策提言による授業プログラムを高校で実践した愛知県の取り組みを、市島宗典・中京大学准教授に紹介いただきました。
- 「アクティブラーニングで教育が変わる！」は連載4回目、劇的に導入が進む高校でのAL型授業を紹介いただきました。
- 表紙を飾る明るい選挙啓発ポスターは、今号から27年度の文部科学大臣・総務大臣賞作品を掲載していきます。すばらしい作品が続きます。

## 編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780  
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈フェイスブック〉<https://www.facebook.com/akaruisenkyo>  
〈メールアドレス〉[akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp](mailto:akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp) 〈ツイッター〉<https://twitter.com/Akaruisenkyo>

## 編集協力 ●株式会社 公職研



# 宝くじは、 みなさまの 豊かな暮らしに 役立っています。

宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の  
整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に  
強い街づくりまで、さまざまな  
かたちで、みなさまの  
暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や  
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人

**日本宝くじ協会**

ホームページ

<http://jla-takarakuji.or.jp/>

